

待機児童数について

1 待機児童の定義

保育の必要性の認定(2号又は3号)があり、保育所等の利用申込をしているにも関わらず、利用調整の結果、利用できない状況にある児童。
ただし、厚生労働省の定義(H30.4.1時点)により、以下の児童については待機児童から除外することができるものとしています。

- 1【休止】…求職活動を休止しているもの
- 3(1)【認可外】…市が補助を行っている認可外保育施設を利用しているもの
- 3(2)【事業所内】…事業所内保育事業の従業員枠を利用しているもの
- 3(3)【幼稚園】…就園奨励費補助対象の私立幼稚園で、長期休業等預かり保育を実施している園を利用しているもの
- 3(4)【企業主導】…企業主導型保育事業を利用しているもの
- 4【入所保留】…利用不可となり、その後の入所は希望しないもの
- 5【転園】…園に在園しており、他の園へ転園を希望しているもの
- 6【利用予約】…産休・育休明けからの入所予約を行っているもの
- 7【私的】…近隣に利用可能な施設があるが私的な理由で希望しないもの
- 8【育休】…育休を延長したもの

※ 厚生労働省による「保育所等利用待機児童数調査要領」の「2広域利用」については除外項目ではないため除いています。

2 待機児童数

年齢別待機児童除外数内訳表(H31.3.6時点)

(人)

項目	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
(H30.4.1)入所不可児童数	118	329	288	84	42	16	877	H30.4.1
入所不可児童数	116	295	284	172	44	15	926	877
待機除外計	115	290	262	171	44	15	897	822
1休止	15	42	62	36	0	2	157	47
3(1)認可外	0	0	0	0	0	0	0	25
3(2)事業所内	0	0	0	0	0	0	0	2
3(3)幼稚園	0	0	0	35	10	3	48	24
3(4)企業主導型	0	2	6	2	0	0	10	1
4入所保留	0	0	0	0	0	0	0	0
5転園	0	28	98	37	20	5	188	174
6利用予約	0	0	0	0	0	0	0	0
7私的(辞退)	23	27	13	7	4	2	76	122
7私的(特定園)	25	78	65	48	8	3	227	298
8育休(不可希望)	18	26	5	1	0	0	50	48
8育休(延長)	34	87	13	5	2	0	141	81
待機児童数	1	5	22	1	0	0	29	55
(H30.4.1)待機児童数	3	13	36	1	2	0	55	
入所不可児童数 -事業所内-転園	116	267	186	135	24	10	738	701